

# 契 約 書 (案)

契約担当官 滋賀県警察会計担当官 池内 久晃（一般会計発行事業者登録番号 T8000 012050001。以下「甲」という。）と、  
（以下「乙」という。）とは、次のとおり下記物件（以下「物件」という。）の売買契約を締結する。

1	品 名	使用済自動車
2	数 量	21 台
3	仕 様	別添「仕様書」のとおり
4	契約金額	¥ うち消費税額及び地方消費税は¥ 消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号） 第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号） 第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出した額である。
5	履行期限	令和 8 年 2 月 27 日
6	契約保証金	免除

（信義誠実の原則）

第 1 条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約保証金）

第 2 条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（契約金額の支払）

第 3 条 乙は、歳入徴収官の発行する納入告知書により指定の期日までに契約金額を納付しなければならない。

（物件の引渡し、引取り及び費用の負担）

第 4 条 乙は、物件の引渡しに当たっては、前条により納付した契約金額の領収証書を甲に提示し、物件の引取りが完了したときは、甲に別紙様式 6「受領書」を提出するものとする。

2 物件の引取り等に要するすべての費用は、乙の負担とする。

（所有権の移転）

第 5 条 物件の所有権は、乙が契約金額を納付したときをもって甲から乙に移転するものとする。

（危険負担）

第 6 条 所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損その他の損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

（物件の処理）

第 7 条 乙は、引取った物件について、速やかに別添仕様書に従って処理しなければならない。

(遅延利息)

- 第8条 乙は、自己の帰すべき理由により、第3条に規定する納付期限までに契約金額を支払わなかった場合は、当該期限の翌日から起算して納付する日までの日数に応じ、請求金額に対して契約終結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約の解除及び違約金)

- 第9条 甲は、自己の都合により、作業が完了するまでの間、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙に以下の事由が生じた場合
- イ 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合
  - ロ 手形、小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立を受け、若しくは自ら申し立てた場合
  - ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合
- (2) 甲が行う履行の検査又は履行の確認に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合
- (3) 乙が第10条第1項に該当する場合
- (4) 乙が第18条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合
- (5) 前各号のほか、乙が民法（明治29年法律第89号）第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合
- 4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として契約履行未済相当額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。
- 5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

- 第10条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7

条若しくは同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金）

第11条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の債権管理法施行令第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第12条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第9条第4項、第11条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この

限りではない。

- 2 乙は、第9条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が、乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。
- 3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

(一括委任又は一括下請の禁止)

- 第13条 乙は、契約の履行について、全部若しくは大部分を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の書面による事前の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 2 甲は、乙に対し下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(契約不適合責任)

- 第14条 甲は、本作業の成果物に関して契約の内容に適合しないものであるときは、乙にその旨を通知し、期間を定めて修復の作業、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 甲は、前項の期間内に乙の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、乙に代金の減額を請求することができる。
  - 3 甲は、前項にかかわらず、乙が民法第636条ただし書に該当する場合には、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - 4 甲は、第2項及び第3項のほか、その不適合により発生した損害に対し、乙に賠償を請求することができる。
  - 5 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない成果物を引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が引き渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。
  - 6 乙が、第1項に基づく追完を行った場合、乙は、当該追完部分についても新たに本条に定める契約不適合責任を負う。

(秘密の保持)

- 第15条 甲及び乙は、互いにこの契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- 2 乙は、乙の従業員が業務により知り得た事項の漏洩防止措置を講じるものとする。

(管轄裁判所)

- 第16条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、大津地方裁判所のみとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

- 第17条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、解決するものとする。

(暴力団排除)

- 第18条 暴力団排除に関する条項については、別紙1「暴力団排除条項」によるものとする。

(誓約書の提出)

第19条 乙は、暴力団等に該当しないことを表明・確約するため、別紙様式5「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

(人権尊重の取組)

第20条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(特記事項)

第21条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と、本契約書に編てつされた仕様書、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書、本契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 滋賀県大津市打出浜1番10号  
契約担当官  
滋賀県警察会計担当官 池内 久晃

乙